

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

(産業人材対策課)

一

告 示

漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)

殖業者)

(農林水産経営支援課)

一

保安林の指定の解除(二件)

(森林整備課)

二

建設業許可の取消し(二件)

(事業管理課)

二

道路の区域変更

(道路課)

三

道路の供用開始(四件)

(同)

三

都市計画決定の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

四

公 告

開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

四

政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁生涯学習課)

四

政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁文化財保護課)

六

正 誤

宮城県公報第二五一五号中

八

宮城県公報第二五二二号中

八

規 則

職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二号

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

職業能力開発校規則(昭和四十九年宮城県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県立仙台高等技術専門校の項中

造園科	一〇人	一〇人	六月
-----	-----	-----	----

を

造園科 左官科	一〇人 一〇人	一〇人 一〇人	六月 六月
------------	------------	------------	----------

に改め、同表宮城県立石巻高等技術専

門校の項中

五人	五人
----	----

を

一〇人	一〇人
-----	-----

に改め、同表宮城県立気仙沼高等技術

専門校の項中

五人	五人
----	----

を

一〇人	一〇人
-----	-----

に改める。

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖

業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定

する要件に適合するものと認める。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第百十加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号(漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定)	平成二十六年一月十四日	牡鹿郡女川町桐ヶ崎字木村 牡鹿郡女川町桐ヶ崎字鈴木 義光	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第三十九号)第三号(第十八条の四に規定する)	三人

で告示された
宮城県漁業協
同組合の女川
町支所の地区
のうち桐ヶ崎
の区域

養殖業

○宮城県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市渡波字佐須藤ヶ崎一の七

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市狐崎浜字鎌房山一の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九條第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
平成二十六年一月十七日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 大東建設株式会社 飯干 健司	主たる営業所の所在地 仙台市青葉区川内三十人町五番八十五号	建設業許可番号 （宮城県知事許可） 般一二十四 第一万九千三百四号
-------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------------------

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し

2 取消範囲

建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実

被処分者は、役員を法第七条第一号及び第二号に掲げる経営業務の管理責任者兼営業所専任技術者である常勤役員として平成二十四年六月五日に建設業許可を受けたが、当該役員は同年七月七日に宮崎県に転出したため常勤でなくなり、他に該当する者もいなかったことから法人として許可の基準に適合しない状態となった。

○宮城県告示第五十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
平成二十六年一月七日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社昭和羽 前建設工業	主たる営業所の所在地 仙台市青葉区昭和町二 一二十七	建設業 許可番号 般一二十五 第四千八百四	申請区分及び許可 を取り消した建設 業の種類 一部廃業 一般建設業	受付年月日 平成二十五年 十二月三日
------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------------------	--------------------------

甘木 英壽	十九号	建築工事業 大工工事業	平成二十五年 十二月三日
広洋電気株式会社 高橋 康雄	仙台市太白区鉤取四丁目二十二ー二	一般建設業 電気工事業	平成二十五年 十二月三日
佐藤建築 佐藤 國男	白石市鷹巣字ヒル賀屋敷十三ー一	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十五年 十二月四日
有限会社佐々木工業 佐々木 大輔	仙台市青葉区芋沢字権現森山二十五ー十	全部廃業 一般建設業 とび・土工工事業	平成二十五年 十二月十三日
有限会社トータム 村上 大志	宮城県利府町青山三丁目十九ー二	全部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十五年 十二月十一日
ランチエスト株式会社 大和 幸治	多賀城市高崎字花の木八十八	全部廃業 一般建設業 電気通信工事業	平成二十五年 十二月三日
石巻建設株式会社 中田 隆子	石巻市末広町三ー九	一部廃業 特定建設業 造園工事業	平成二十五年 十二月六日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類

二 道路名 河北桃生線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市福地字町七四番一地先から	前 後	六・〇～九・〇	七七・〇

同市福地字町七八番一地先まで

後 七・五
一五・〇 七七・〇

○宮城県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河北桃生線	石巻市福地字町七四番一地先から 同市福地字町七八番一地先まで	平成二十六年 一月二十四日

○宮城県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	北上河北線	石巻市北上町橋浦字上大須無番地先から 同市北上町橋浦字上大須無番地先まで	平成二十六年 一月二十四日

○宮城県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	清水浜志津川港線	本吉郡南三陸町志津川字荒坂五六番一地从先から同町志津川字荒坂五六番一地从先まで	平成二十六年一月二十八日

○宮城県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	清水浜志津川港線	本吉郡南三陸町志津川字阿曾一番一地从先から同町志津川字阿曾一番一地从先まで	平成二十六年一月二十八日

○宮城県告示第六十一号

名取市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 美田園北地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市高館熊野堂字八ツ口前五番十一、二十一番五及び二十一番三の一部並びに十五番十一地先の水の一部
名取市高館熊野堂字八ツ口前五番十五番地

吉田 卓磨

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市赤井字川前四百四十番、四百四十一番及び四百四十三番並びに百三十九番一の一部並びに百三十九番一地从先の水の一部
仙台市泉区泉中央三丁目八番地の一

大和ハウス工業株式会社
支配人 岡田 恵吾

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件の名称及び数量 宮城県図書館で使用する電気 年間二百五万九千ワット時

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 入札日までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加者登録簿に記載されている者又は開札日までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。

6 本県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けている期間中ではないこと。

7 本県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三条第一項により一般電気事業者の許可を受けている者、又は同法第十六条の二第一項により特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。

9 入札に参加を希望する者は、8に掲げる事項を証する書類を平成二十六年二月二十日（木）午後五時までに3の1の場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎二階 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十六年二月十三日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所、問い合わせ先

千九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十五階 宮城県教育庁生涯学習課管理調整班

（担当 佐々木 大輔 電話〇二二―二二―一三六五一）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十六年二月六日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年二月三日（月）午後五時までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年二月二十日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十六年三月六日（木）午後五時まで（郵便により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること）。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までに開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十六年三月七日（金）午前十時三十分 宮城県行政庁舎六一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百一十三条及び第百一十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Service to be Procured : Electrical power for Miyagi Prefectural Library 2,059,000kWh/year

2 Period of Contract : April 1, 2014 to March 31, 2017

3 Deadline for Bid (in person) : March 7, 2014, 10 : 30 a.m., Meeting room 611 (6F) Miyagi Prefectural Government Office

4 Deadline for bid (by mail) : March 6, 2014, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Daisuke Sasaki, Management Section, Lifelong Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570, Japan Tel.: 022-211-3651

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件の名称及び数量 東北歴史博物館で使用する電気 年間約二百九十一万五千キロワット時

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

4 履行場所 多賀城市高崎一丁目二十二番一号 東北歴史博物館

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加者登録簿に記載されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

5 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

6 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行
為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支
店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及
び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴
力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と
いう。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力
団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を圖
り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下
「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関
わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係
者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以
下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人
等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、
又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有し
ていると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取
引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三条第一項により一般電気事業者の許可を受け
ている者、又は同法第十六条の二第一項により特定規模電気事業者の届け出を行っている者であ
ること。

10 入札に参加を希望する者は、9に掲げる事項を証する書類を平成二十六年二月二十日（木）午
後五時までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関
し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で
入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記
入の上、宮城県庁行政舎二階 宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区
本町三丁目八番一号 電話〇二二一三三三五）へ平成二十六年二月二十三日（木）午後五

時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所、問
い合わせ先
〒九八〇一八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政舎十五階

宮城県教育庁文化財保護課管理調整班（担当 門脇 秀実 電話〇二二一三三六八二）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十六年二月六日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成

二十六年二月三日（月）までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年二月二十日（木）
までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日まで
の間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

平成二十六年三月六日（木）午後五時（郵便により提出する場合は二重封筒とし、外部筒に入
札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵
便にて提出期限までに到達すること）。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで
開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十六年三月七日（金）午前九時三十分 宮城県庁行政舎 六階 六一一会議室

四 入札に参加することができる者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 長期継続契約について、この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自
治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約
対象業務としているため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の
解除を行うことがある。

2 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

3 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九
十八条並びに平成二十四年度における入札保証金の免除の特例に関する規則第二条並びに財務規

則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of Item(s) to be purchased : Electric power to be used at Tohoku History Museum (estimated annual usage of 2,854,000kWh)
- 2 Period of Contract : April 1, 2014 to March 31, 2017
- 3 Deadline to Submit Bid (in person) and Place : March 7, 2014, 9 : 30 am. Miyagi Prefectural Government Office building, 6th Floor, Board of 6111 Meeting Room
- 4 Deadline to Submit Bid (by mail) : March 6, 2014, 5 : 00 pm.
- 5 Contact person : Hidemi Kadowaki, Management Section, Cultural Properties Preservation Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi. 980-8423 Japan. Tel: 022-211-3682
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

正 誤

○宮城県公報第二五二五号(平成二十五年十二月十日付け)中

ページ	段	行	正
二	下	後ろから四	字美田
			誤

三 上 前から 字美田

五

○宮城県公報第二五二二号(平成二十六年一月十日付け)中

ページ 段 行 正

六 上 後ろから三 宮城県教育委員会告示第一号

字字美田

誤

宮城県教育委員会告示第十九号